運営規程

月光園デイサービスセンター

通称介護・介護予防通所介護事業所
月光園デイサービスセンター運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人月光園が経営する、月光園デイサービスセンターが行う指定通称介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下､｢事業所｣という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下､｢従業者｣という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態の高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適切な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供に努める。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の意思及び人格を尊重し､有する能力に応じた自立した日常生活を可能な限り居宅において営むことができるよう､常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえ、日常生活上、必要な介護及び機能訓練を行う。

3 従業者は、事業の提供に当たっては利用者、ご家族等に親切丁寧に説明を行い、サービスの提供方法等についても理解しやすいように説明を行い、同意のもとにサービスを提供する。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り､総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)　名称　　月光園　デイサービスセンター

(2)　所在地　長崎県雲仙市国見町土黒丙６８番地１

（事業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）　管理者　　１名（常勤１名）

管理者は、従事者の管理、指定通称介護及び指定介護予防通称介護の利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2)　生活相談員　２名（常勤２名の内、１名介護との兼務）

生活相談員は、通称介護計画に基づき、常に利用者の心身に状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

(3) 看護職員　１名以上

看護職員は、利用者の健康及び心身状態の把握を行う。又、サービス提供時間内において２時間は機能訓練指導員として勤務する。

(4)　介護職員（常勤換算法で定められている２名以上とする）

介護職員は、入浴介助等の日常生活上に必要な介護を行う。

(5)　機能訓練指導員１名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練等を行う。

（営業及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおり）

(1)　営業日　月、火、水、金、土、一週間 5 日とする。尚、祝日も営業日とする。但し、12 月 31 日～1 月 2 日までは休日日とする。又、管理者が認めた時は臨時に休業することが出来る。

(2)　営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

(3)　サービス提供時間　午前 9 時 20 分より午後 16 時 30 分までとする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員）

第６条　事業の利用定員は、1 日 20 名とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第７条　事業の内容は下記に揚げる通りとし、法定代理受領サービスに該当する指定介護通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た

額、及び当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

一、 生活指導、相談援助
二、 健康チェック
三、 機能訓練
四、 アクティビティ
五、 食事の提供
六、 入浴介助
七、送迎

2、前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする
一、食事の提供に要する費用として、一食につき 500 円徴収する。
二、おむつ代は実費とする。
三、前項に揚げたもののほか、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められた費用については実費を徴収する。

3、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、雲仙市国見町と瑞穂町までとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、通称介護の提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従事者と確認し、身体の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

1、 入浴サービスを利用する際は、血圧、脈拍、その他体調のチェックを受けて職員の指示に従うこと。当日の状態により入浴が適当ではない場合は、入浴を中止する。

2、 機能回復、利用する際は職員の許可を得て利用する。利用者の持病の状態により主治医の意見を聞いて、訓練を中止することがある。

3、 送迎サービスを利用する際は、乗降する決められた場所、時間を守ること。

変更がある場合は必ず事業所へ連絡すること。

（緊急時等の対応）

第１０条　従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じると供に、管理者に報告しなければならない。

2、利用者に対する指定通称介護及び指定介護予防通所介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１１条　事業者は、非常災害に関する具体的（火災・風水害・地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定め、利用者の安全確保に努めなければならない。

2、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、年に２回の避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１２条　事業者は、従業者の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

2、従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。

4、事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情に対して迅速に対応する。

5、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人月光園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止の措置に関する事項)

第 13 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる

(1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2)　虐待防止のための指針を整備する

(3)　職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

(4)　前３号に掲げる措置を適切に実施する担当を置く。

（感染対策について）
第 14 条　　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまんまん延しないように、次の各号の事項に掲げる措置を講ずるものとする。
(1)　事業所における感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会（リモートや携帯電話等を活用して行うことができるものとする）を　おおむね半年に１回以上開催するとともに、その結果位について、職員に周知徹底を図る。
(2)　事業所における感染症の予防及びまん延防止の指針為の指針を整備する。
(3)　事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（職員の就業環境の確保について（パワハラ・セクハラの防止））
第 15 条　事業者は適切な指定居住宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害することを防止する為、担当者を置き、相談等を講ずるものとする。

附則
この規程は平成 23 年１月１日より施行する。
この規程は平成 23 年 12 月 25 日付けで変更届け後施行する。
この規程は平成 24 年 6 月 23 日付けで変更届け後施行する。
この規程は平成 28 年 11 月 30 日付けで変更届け後施行する。
この規程は令和２年４月１日付けで変更届け後施行する。
この規程は令和 5 年 7 月 1 日付けで変更届け後施行する。
この規程は令和 6 年 4 月 1 日付けで変更届け後施行する。
この規程は令和 7 年 3 月 1 日付けで変更届け後施行する。